

事業報告

(平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで)

1. 当法人の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当財団は平成 17 年 10 月に児童福祉の向上に寄与することを目的として設立され、平成 22 年 3 月 1 日に公益財団法人に移行いたしました。

当財団は設立以来下記の 4 つの公益目的事業を行ってまいりましたが、当事業年度も継続して実施いたしました。

事業別の概要は次のとおりです。

【公益目的事業 1 (施設充実事業)】

児童養護施設における「地域小規模児童養護施設」または「分園型の小規模グループケア」の新設時に必要な什器・備品代の支援を行ないました。

【公益目的事業 2 (研修事業)】

児童養護施設に勤務するケアワーカーのレベルアップを目的として、下記の研修を実施しました。

- ・ SBI 研修 (基礎研修)
- ・ SBI 子ども志塾 (上級研修)
- ・ SBI ブロック別研修 (ブロック別の研修および交流会)

【公益目的事業 3 (自立支援事業)】

児童養護施設等を退所した子ども達が入所する「自立援助ホーム」や子ども達の緊急避難先である「シェルター」の運営費を支援しました。

【公益目的事業 4 (福祉団体等活動助成事業)】

児童虐待防止の啓発活動である「オレンジリボン運動」の支援や日本医師会との共催で「子育て支援フォーラム～子育ての応援とゼロ歳児からの虐待防止を目指して」を実施しました。

事業区分	事業名	予算額 (千円)	決算額 (千円)	達成率 (%)	事業費率 (%)
公益目的事業 1	施設充実事業	23,616	23,581	99.8	24.4
公益目的事業 2	研修事業	31,184	30,820	93.3	31.9
公益目的事業 3	自立支援事業	19,462	19,892	102.2	20.6
公益目的事業 4	福祉団体等活動助成事業	10,082	9,803	97.2	10.1

(2) 資金調達等の状況

- ①当事業年度において実施した資金調達はありません。
- ②当事業年度において実施した設備投資はありません。

(3) 直前2事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度 (当事業年度)
経常収益	157	156	6
評価損益等調整前 当期経常増減額	28	49	△90
当期経常増減額	36	59	△89
正味財産期末残高	653	713	623

(4) 主要な事業の内容

事業	主要な事業の内容
施設充実事業	児童養護施設等の児童福祉関連施設の施設環境改善・充実に支援する事業。 支援対象：児童養護施設 8 施設 支援金額：18,614,035 円
研修事業	児童養護施設等に勤務する職員のレベル向上を目的とする研修事業。 研修対象：児童養護施設等に勤務する職員（合計 358 名） 研修回数：3 コース 合計 9 回 合計金額：21,301,242 円
自立支援事業	児童福祉関連施設に入所している児童の自立を支援する事業。 ・自立援助ホーム支援 1 施設 2,900,000 円 ・シェルター事業支援 3 施設 7,000,000 円 ・当事者の支援団体支援 3 団体 5,024,130 円
福祉団体等活動助成事業	児童福祉向上を目的とする各種福祉団体等の活動を助成する事業。 ・日本医師会との共催による「子育て支援フォーラム」を 4 回開催 4,457,055 円 ・NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークに対し、「オレンジリボン運動公式ポスターデザインコンテスト 2012」の共催協力金として 30 万円を寄附。 ・児童虐待防止キャンペーンライブ「Child Aid Live」に対し、協賛金 10 万円を寄附。 ・SBI グループとしてオレンジリボン・キャンペーン月間（11 月）において、普及・啓発活動に参画。グッズ購入額及び寄附額 915,760 円。

(5) 職員に関する事項

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

職名等	氏名	赴任年月日	担当事務	備考
事務局長	筑紫 元耀	平成 19 年 8 月 2 日	業務全般	
職員	氏名非公開	平成 24 年 6 月 27 日	会計、庶務	

(6) 役員会等に関する事項

① 理事会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 6 月 14 日	① 第 8 期計算書類、事業報告並びに財産目録及びキャッシュ・フロー計算書の件 ② 評議員選定委員会委員報酬規程及び業務運営報酬規程の改定の件 ③ 定時評議員会招集の件	いずれも可決
平成 25 年 3 月 22 日	① 第 9 期補正収支予算書の承認の件 ② 第 10 期事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認の件 ③ 寄附先の選定及びその他支援事業の実施について、その決定を理事長に一任する件 ④ マイクロソフト社等製品の購入の承認の件 ⑤ 評議委員選定委員会委員の選任の件	いずれも可決

② 評議員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 6 月 29 日	① 報酬規程の改定の件 ② 理事及び監事の選任の件	いずれも可決

③ 諮問委員会

開催年月日	議事事項	会議の結果
平成 24 年 10 月 5 日	財団の事業活動に関する報告、意見交換	—
平成 25 年 2 月 22 日	財団の事業活動に関する報告、意見交換	—

2. 役員等に関する事項

(1) 理事

(平成 25 年 3 月 31 日現在)

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	他の法人等の代表状況等
代表理事 (理事長)	田淵 義久	平成 26 年 6 月	非常勤	
業務執行 理事	相原 志保	平成 26 年 6 月	非常勤	SBI ライフリビング(株) 代表取締役社長
理事	北尾 吉孝	平成 26 年 6 月	非常勤	SBI ホールディングス(株) 代表取締役執行役員社長
理事	石原 信雄	平成 26 年 6 月	非常勤	(財) 地方自治研究機構会長
理事	山田 淳一郎	平成 26 年 6 月	非常勤	税理士法人山田&パートナーズ 名誉会長
理事	畠山 寛	平成 26 年 6 月	非常勤	

(2) 監事

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	他の法人等の代表状況等
監事	江尻 隆	平成 28 年 6 月	非常勤	西村あさひ法律事務所法人社員
監事	加藤 善孝	平成 28 年 6 月	非常勤	優成監査法人統括代表社員

(3) 評議員

役職名	氏名	任期	常勤・非常勤	他の法人等の代表状況等
評議員	渡邊 啓司	平成 25 年 6 月	非常勤	
評議員	新井 賢一	平成 25 年 6 月	非常勤	SBI バイオテック(株)代表取締役
評議員	佐野 光徳	平成 25 年 6 月	非常勤	(株)クリスタルアーツ 代表取締役社長
評議員	田坂 広志	平成 25 年 6 月	非常勤	(株)ソフィアバンク代表取締役
評議員	井土 太良	平成 25 年 6 月	非常勤	SBI マネープラザ(株) 代表取締役社長

(4) 退任した役員等

氏名	退任時の地位	退任日	退任理由

澤田 安太郎	評議員	平成 25 年 3 月 11 日	病気のため辞任
--------	-----	------------------	---------

(5) 役員等の報酬等

区分	人数	報酬等の総額 (千円)	備考
理事	6 名	180	
監事	2 名	50	
評議員	6 名	30	
合計	14 名	260	

- (注) 1 理事の報酬限度額は、定款第 33 条において、年額 800,000 円以内と定められています。
- 2 監事の報酬限度額は、定款第 33 条において、年額 200,000 円以内と定められています。
- 3 評議員の報酬限度額は、定款第 15 条において、年額 1,000,000 円以内と定められています。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

1,575 千円 (消費税込)

4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) については、平成 24 年 3 月 23 日理事会において、「内部統制システム整備に関する基本方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりです。

公益財団法人 SBI 子ども希望財団

内部統制システム整備に関する基本方針

公益財団法人 SBI 子ども希望財団（以下、「本財団」という。）は、理事・職員の職務執行が法令・定款に適合すること、及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本財団の基本方針を以下のとおり決定する。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（一般法人法 90 条 4 項 5 号・197 条、同法施行規則 14 条 4 号・62 条）
 - (1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程、倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
 - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告するなどガバナンス体制を強化する。
 - (3) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
 - (4) 監事は監事監査規程に基づき、理事会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。

2. 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（一般法人法施行規則 14 条 1 号・62 条）
 - (1) 理事は、評議員会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
 - (2) 理事長（代表理事）及び業務執行理事は、法令に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
 - (3) 理事は、文書管理規程に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、内部規程・規則等は適切に保存し、管理する。
 - (4) 理事及び監事は、いつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（一般法人法施行規則 14 条 2 号・62 条）
 - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 緊急事態が発生した場合には、理事長（代表理事）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 3 号・62 条）
- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例理事会を原則年 2 回以上開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。
 - (2) 理事会の決定に基づく業務執行については、役員等職務権限規程において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
 - (3) 理事は各部門の事業計画及び予算申請を踏まえ、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保する。
 - (4) 必要に応じ適宜臨時に、当法人の事業方針に関わる重要事項については、事前に理事長（代表理事）、業務執行理事、事務局長によって構成される会議において審議し、その審議を経て執行決定を行う。
5. 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の理事からの独立性に関する事項（一般法人法施行規則 14 条 5 号、6 号・62 条）
- (1) 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは、本財団は、本財団の職員から、監事補助者を任命するものとする。
 - (2) 当該職員は、職務執行に当たっては監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
 - (3) 当該職員の人事評価・異動・懲戒については監事の事前同意を得た上で、機関決定し、理事からの独立性を確保する。
6. 理事及び使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制及び監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制（一般法人法施行規則 14 条 7 号、8 号・62 条）
- (1) 理事及び職員は、当法人の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び職員に対して報告を求めることができる。
 - (2) 理事は、公益通報者保護規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。
 - (3) 監事は、必要に応じて、理事会その他の重要な会議に出席し、当法人の業務執行に関する報告を受けることができる。
 - (4) 監事は、監査を実効的に行うために、必要に応じて、理事長（代表理事）、会計監査人それぞれとの間で意見交換を行う。

以上